

## 大阪市従業員労働組合との交渉議事録

平成29年度6月期の期末・勤勉手当について

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との本交渉

日時 平成29年5月10日(水)午後6時30分

場所 環境施設組合 会議室B

(組合)

本日は、2017年度の夏季手当について、市従として申し入れを行う。

5月9日、市従は、大阪市に対し2017年度夏季手当要求の申し入れを行い、幾つかの点について指摘と要請を行ってきた。大阪市では、昨年の市人事委員会勧告に基づく給料表の引き上げ改定を行なったが、引き上げ額そのものが低く、給与制度改革をはじめ、これまでのマイナス改定により、組合員の生活実態は改善されたとはいえない。市従として、継続実施されている「給料月額の減額措置」の即時終了と「働きがい・やりがい」を持てる総合的な人事給与制度を確立するよう強く求めるとともに、以降、市労連統一交渉として取り扱うこととしてきた。

この間、環境施設組合においては、大阪市と同様に「給料月額の減額措置」を継続するなど、実質的に給与水準の引き下げを行っており、市従組合員の労働意欲の喪失、士気の低下につながりかねない状況となっている。

今後、環境施設組合としても「給料月額の減額措置」について、即時終了し、「働きがい・やりがい」を持てるような勤務労働条件の改善に向け、雇用主として誠意ある対応を図るよう強く要請しておく。

市従組合員は、給与水準や勤務労働条件が改善されていない状況下にあっても、市民が安全で安心した生活を送ることができるよう、質の高い公共サービスを提供するため、昼夜、各現場で創意工夫を重ね、環境施設組合の職員としての自覚と誇りを持ち、円滑な事業運営に努めてきているところである。

環境施設組合は、こうした市従組合員の取り組みと努力を十分認識するとともに、ただ今、申し入れた「2017年度夏季手当要求」については独自性と主体性を発揮し、労働協約に基づき、労使合意を基本に誠意をもって交渉を行うよう求めておく。

(環境施設組合)

ただ今、平成29年度6月期の夏季手当について申入れをお受けしたところであります。

当環境施設組合といたしましては、職員の給与制度をはじめとした勤務労働条件は、勤務意欲に関わる重要な課題であると認識しているところです。

職員の勤務労働条件につきましては、大阪市と同水準を確保することとしていることから、大阪市の動向を見据えながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。

本日、申し入れのありました平成29年度夏季手当につきましては、真摯に交渉・協議を尽くしてまいりたいと考えており、後日あらためて回答させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(組合)

ただ今、事務局長より夏季一時金要求に対する考え方が示された。あえて申し上げるが、夏季手当は組合員の生活に直結する重要な課題である。

給与制度改革をはじめ、「給料月額削減措置」など、この間の給与水準の引き下げによって、組合員の生活実態は、より一層、厳しくなっていることを踏まえ、環境施設組合として、市従の夏季手当要求内容について、誠意をもって対処されることを改めて要請し、本日の交渉を終えることとする。